

# 令和4年度 工事事務防止のための重点対策(中部地整)

中部地方整備局管内の工事事務発生状況は、70～100件(過去5年間)発生しており、下げ止まりの状況で推移している。昨年度、重大事故は発生していないが、事故発生を抑制するために以下の重点対策を実施する。

## 【共通】

### 効果的な安全パトロール等の実施

- ・総括監督員による安全パトロールの実施
- ・安全サポートマニュアル等の各種マニュアルの活用等 **[新規]**

### 土木工事安全施工技術指針(令和4年2月)に基づく安全管理の徹底 **[新規]**

重大事故の撲滅

## 【労働災害の防止】(全40件)

### 1. 墜落・転落災害の防止 **[継続]**

令和3年度12件発生

- ・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」により実施
- ・親綱、墜落制止用器具等適切な保護具の使用及び近道行動の禁止を徹底
- ・高所作業における安全確保に資する教育を繰り返し実施
- ・足場等仮設物の点検強化及び墜落制止用器具等の使用状況確認の徹底
- ・仮設設備における現場条件を十分考慮した安全対策の実施

### 2. 挟まれ事故の防止 **[新規]**

令和3年度8件発生

- ・作業内容に応じた適切な作業方法及び安全衛生管理計画の確認を徹底
- ・日常の作業指示、危険予知活動、新規入場者教育等の安全管理を確認
- ・作業手順書への記載の徹底 **[新規]**

## 【公衆災害の防止】(全37件)

### 1. 架空線・地下埋設物等損傷事故の防止 **[継続]**

令和3年度12件発生

(架空線:6件、地下埋設物:6件)

#### 【架空線】

- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)の徹底
- ・架空線等の注意看板、防護カバー、高さ制限装置等の設置
- ・近接施工時の監視員の配置及び適切な作業誘導の実施
- ・安全警報装置付のダンプトラックの普及促進 **[新規]**
- ・建設機械等のブーム、荷台等の格納を確実に確認
- ・作業員の独断での予定外作業禁止の徹底
- ・安全教育を繰り返し実施

#### 【埋設物】

- ・地下埋設物の事故防止マニュアルの徹底
- ・埋設物管理者に出向いて埋設物の有無及び埋設状況を確認
- ・試掘位置の決定(埋設物管理者の協力)
- ・埋設物の近接作業実施(埋設物責任者指揮)
- ・現地に埋設物位置を明示し、作業員全員に周知

### 2. 交通事故の防止 **[継続]**

令和3年度12件発生

- ・交通安全教育を繰り返し実施
- ・運転手の健康管理及び運行前の体調確認 **[新規]**
- ・安全協議会における警察による講習等

## 令和4年度における工事事故防止のための重点対策の実施について (中部地方整備局)

令和2年における全国の労働災害による死亡者数は、3年連続で過去最少となっているものの、令和3年の速報値によると増加傾向にある。また、全産業のうち約3割が建設業で最も高い状況にある。

建設業の新3Kを実現するためにも、これらの労働災害を減らすことが課題となっている。

中部地方整備局管内の工事事故発生状況は、年間70～100件(過去5年間)程度発生しており、下げ止まりの状況で推移している。昨年度、重大事故は発生していないが、事故発生を抑制するために以下の重点対策を実施する。

### I. 重大事故の撲滅

1. 令和3年度は、重大事故が発生していないことから、令和4年度も引き続き事故防止に万全を期すること。なお、重大事故扱いとはなっていないが、作業員の不注意により、一つ間違えば重大事故に繋がる事故が発生しているため、改めて現場の安全管理について徹底すること。

舗装版取り壊し作業において、作業完了後の既設舗装厚を確認していた技術者に気付かず、後退してきたバックホウが接触し足首を骨折したものである。事故を起こしたバックホウの運転手は不注意で安全確認をしておらず、連絡無く作業範囲に進入した技術者に気付かず移動したことが原因である。このようなケースはどの現場においても起こりうるため、工事現場における安全確認及び誘導が確実に実施されるよう指導すること。

### II. 労働災害の防止

1. 墜落・転落災害の防止

令和3年度における管内の工事関係者の災害(労働災害)40件のうち墜落・転落災害が12件であった。高所からの墜落・転落は重大事故につながることから、以下の項目について受注者において確実に実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ①足場(足場機能を有する支保工含む)の施工については、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(厚生労働省、平成27年5月)」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省、平成21年4月)」によるものとする。
- ②法面、擁壁等高所から墜落・転落のおそれのある箇所での作業については、親綱、墜落制止用器具等適切な保護具の使用を徹底させること。
- ③墜落制止用器具等保護具の使用及び近道行動の禁止など高所作業における安全確保に資する教育を繰り返し行い、工事関係者全員の安全意識の向上を図ること。
- ④足場等仮設物の点検を強化するとともに、墜落制止用器具等の使用状況の確認を徹底すること。
- ⑤仮設設備においては、現場条件を十分考慮した安全対策を検討するものとする。

2. 挟まれ事故の防止

令和3年度は、管内で墜落・転落事故以外に事故が28件発生しているが、そのうち8

件が、手指等の挟まれ事故となっている。

作業手順書の未整備や慣れや気の緩みによる不安全行動、不注意による事故撲滅のため、特に以下の確認、指導を行うこと。

- ①作業内容に応じた適切な作業方法及び安全衛生管理計画が策定されているか確認する。
- ②日常の作業指示、危険予知活動、新規入場者教育、安全教育等の安全管理が適切に実施されているか確認する。また、作業手順書への記載を徹底する。

### Ⅲ. 公衆災害の防止

#### 1. 架空線・地下埋設物等損傷事故の防止

##### 【架空線】

令和3年度における管内の公衆災害37件のうち、架空線等損傷事故は6件であった。ダンプトラックの移動において誘導員が適切に配置されておらずダンプアップした状態で走行したことにより架空線に接触した事故が目立った。

架空線等損傷事故については過去幾度となく事故防止対策の徹底を通知しているが、令和3年度においても多くの事故が発生している。

高压電線や光ケーブルなどの切断は広範囲に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、特に以下の項目について必要に応じて実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ①「架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)(中部地方整備局、令和2年10月)」に示されている受注者及び発注者が行うべきことを十分把握し確実に実行すること。
- ②架空線等上空施設の位置を明示する看板、防護カバー、高さ制限装置の設置、建設機械ブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定及び現場への明示等を行うこと。
- ③近接施工する場合は監視員を適切に配置すること。
- ④バックホウ、ダンプトラック、自走式クレーンなどを移動させるときは必ずアーム、荷台等を下げ、複数の人員での確認を徹底する。
- ⑤クレーン付きトラックやダンプトラックの使用においては格納忘れによる走行時の接触事故を防止するために安全警報装置付き建設機械の普及を促進すること。
- ⑥バックホウによる架線切断事故は作業員の独断による予定外作業を行った際に発生していることが多いことから、作業員の判断で予定外作業を行わないことを徹底すること。
- ⑦架空線等上空施設に対する注意が持続するよう、全作業員に対し繰り返し安全教育を行うこと。

##### 【埋設管】

令和3年度における管内の公衆災害37件のうち、地下埋設物損傷事故は6件であった。地下埋設物損傷事故は社会生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特に以下の項目について確実に実施されるよう指導し、事故防止に万全を期すこと。

- ①「地下埋設物の事故防止マニュアル(中部地方整備局、令和2年10月)」に示されている受注者及び発注者が行うべきことを十分把握し確実に実行すること。
- ②設計図書に明示した地下埋設物の状況について、埋設物管理者に出向いて確認を行う。
- ③設計図書に明示されていない地下埋設物が存在する可能性のある箇所については、必ず管理者等に地下埋設物の有無を確認すること。
- ④埋設物が予想される場所で施工する時は、施工に先立ち埋設物の種類、位置構造等を

原則として目視により確認すること。なお、的確な位置を試掘するため、試掘位置の決定に埋設物管理者の立会を求めること。

- ⑤試掘に立会した埋設物責任者の現地指揮の下、地下埋設物の近接作業を実施すること。
- ⑥地下埋設物の埋設位置を把握していたにもかかわらず損傷事故を発生させた事例もあることから、地下埋設物の存在を現地にわかりやすく表示するとともに、全作業員への周知を徹底すること。

## 2. 交通事故の防止

交通事故については、昨年度と同程度(公道における交通事故：12件)であったため、引き続き以下の対策を継続すること。

交通事故は、安全確認不足など運転手等作業員個々の不注意によるものが多いが、公衆災害としての交通事故を撲滅するため、安全協議会等において警察による交通安全講習を取り入れることや、車両にドライブレコーダーを設置するなど、受注者として全工事関係者の交通安全意識を高めることで事故防止に万全を期すこと。

## IV. その他

- 1. 建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画を作成し運搬計画通りに運行していることを確認すること。
- 2. 過積載の防止  
土砂運搬、資材等の運搬時には道路交通法等の各種法令を遵守し、過積載防止に努めること。また、下請企業、製造委託先及び委託購入品メーカーにも周知徹底・指導管理を行うこと。